

和光市広沢複合施設における

幼保連携型認定こども園整備・運営事業公募要領

和光市では、「子ども・子育て支援事業計画」における令和2年度整備事業において、乳幼児期の教育・保育に係る提供体制の確保の方策及び、待機児童の解消に資する教育・保育サービス提供の基盤整備を行います。

令和3年4月開設に向け、市有地を活用した幼保連携型認定こども園を設置・運営する法人を本市の教育・保育の量と質の向上に総合的に資することのできる、より優れた事業内容を採用することを目的として、公募型プロポーザル方式による選考を実施します。

幼保連携型認定こども園の設置・運営を希望する法人は、本要領、添付資料等の関係規定を熟読のうえ、申請書類を提出してください。

※本事業に係る和光市の予算が成立しない場合や、国庫補助の対象事業とならなかった場合には事業化されませんのでご留意ください。

1 事業の内容

・ 事業名

和光市広沢複合施設における幼保連携型認定こども園整備・運営事業

本事業は、市の公有地を利用するものとし、別途市との借地契約を結びます。選定事業者による、幼保連携型認定こども園の施設整備及び運営を行うものとします。

広沢複合施設整備・運営事業等と関連する条件については、【資料1】を参照してください。

・ 事業の概要

施設種別	幼保連携型認定こども園						
開設予定日	令和3年4月1日 ※開設に伴う事務手続に要する期間を考慮し、予定日に開設できるよう整備事業を完了させること。						
定員	2・3号認定定員を90名以上の定員とし、以下の要件を満たすこと。 (0歳児<1歳児≤2歳児<3歳児≤4歳児≤5歳児)。 なお、1号を含めた定員の最終的な設定は、市及び県との協議による。 ・生後57日目から5歳児全ての年齢を対象とし定員枠を設けること。 ・在籍児童について進級時の受入枠を確保すること。 ・連携施設としての役割を踏まえ、市内小規模保育事業所等の卒園児の受入枠を最大限設けること。 定員設定例						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
2・3号	6人	9人	9人	22人	22人	22人	90人
1号	—	—	—	3人	3人	4人	10人

教育・保育時間	ア 保育標準時間：午前7時から午後6時までの11時間 イ 保育短時間：午前8時半から午後4時半までの8時間 ウ 教育時間：4時間を標準として園則等で定める教育課程に係る時間とすること。
休園日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日まで。（休日保育の実施を妨げるものではありません。）
その他保育事業	①延長保育 ②障害児保育 ③1号認定こどもに対する一時預かり事業 ※①から②に定めるものは必須とし、③も県に1号定員を認可された場合は必須とする。また、他の事業提案も可能です。

・ 整備エリア

本整備は、広沢複合施設整備・運営事業における南エリアの一部の市有地を貸付により実施する。

	整備件数（定員）	公募事業者数
<p>①事業用地</p> <p>所在：和光市広沢1番5号（広沢2660-4、-5の各一部） 面積：約2,083㎡ 地目：宅地 用途地域：第一種住居地域 日影規制：高さ10m超の建築物が対象 基準日時（冬至日の午前8時から午後4時） 測定面（測定水平面4.0m） 規制（5mを超え10m以内の範囲は4時間以上、10mを超える範囲は2.5時間以上） 建ぺい率・容積率：60%・200% 地区計画：広沢地区地区計画 防火地域：法22条区域 接道条件：路線名 市道476号線 幅員 18m</p> <p>②土地貸借条件</p> <p>ア 貸付方法 有償貸付 （事業用定期借地権設定による土地賃貸契約） イ 貸付期間 30年間 ※ただし、開設準備期間を除きます。 ウ 貸付料 建物建築面積に対し、契約締結年度の固定資産税評価額に1,000分の3.5を乗じて得た額を月額貸付料とする。 （参考）平成31年度固定資産税評価額 65,000円/㎡ なお、上記参考額については、市街化編入前の評価額であることから、今回の評価替え（令和3年4月1日）に</p>	<p>1ヶ所 2・3号定員 （90名以上）</p>	<p>1事業者</p>

<p>において近隣相場と同等に上昇する見込みです。</p> <p>※ただし、開設準備期間及び開設日から5年間(60ヶ月)は無償とします。また、固定資産税の評価替えに合わせて、見直しを行うものとします。</p> <p>エ 用途 幼保連携型認定こども園</p> <p>※土地・建物を目的外に使用することはできません。</p> <p>オ 土地の返還</p> <p>賃貸借期間が満了したときは、直ちに事業者の負担により施設・設備等の撤去等を行い、土地を原状回復して市に返還するものとします。</p> <p>※契約満了時及び賃貸借期間満了以外の理由により契約を解除する場合等の措置については、市と事業者の協議(協議書)により定めるものとします。</p>		
---	--	--

※整備箇所は、子ども・子育て支援事業計画では、中央エリアとして設定しています。

※認定こども園の事業の用に供する市有地は、行政財産の用途廃止の手続き後、事業者に貸し付けるものとし、当該用地面積等については採用提案の内容を踏まえ、令和元年度中に事業実施予定者と市が協議のうえ決定します。

・ 整備における注意事項

ア 近隣住民の要望に対する対応

基本設計、実施設計及び工事などの実施にあたっては、法人自らが、昨今の保育所等整備に係る生活環境の変化への懸念等を鑑み、騒音や地域の交通量等に配慮した配置・設計を行い、近隣住民に対し十分な説明を行うとともに、意見や要望に対して誠実に対応してください。

また、開園後も近隣の方と良好な関係を構築するよう努めてください。

イ 施設整備に当たっての留意事項

幼保連携型認定こども園設備の概要を満たすとともに、整備期間中も含め、次の事項についても遵守すること。

(ア)・「埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成十八年十二月二十六日条例第六十七号)」

・「埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成十八年十二月二十六日規則第二百一十一号)」

・「埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例の施行に関する要綱」

・「和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例(平成26年条例第13号)」

・認定こども園関連法令

・建築基準法

・都市計画法

・文化財保護法等の関係法令

・和光市まちづくり条例

- ・埼玉県福祉のまちづくり条例
- ・消防法関連法規等の関係法令等を遵守すること。

特に換気、採光、避難用設備等の基準についてはよく確認すること。

- (イ) 令和3年3月31日までに各申請における検査済証の発行を受けること。
- (ロ) 市建設部建築課、道路安全課との協議の上、保護者が送迎の際に一時的に利用する自転車の駐輪場所に配慮すること。
- (ハ) 敷地内に給食の材料搬入や緊急時等に利用する車両置場を確保すること。
- (ニ) 園庭については、敷地内で基準面積を確保すること。
- (ホ) 周辺環境を考慮し、教育・保育施設としての安全に配慮した施設とすること。

ウ 広沢複合施設整備・運営事業の事業区域内に関する留意事項

- (ア) 認定こども園は、広沢複合施設整備・運営事業の事業区域内に配置するものである。

広沢複合施設の北エリア施設（児童センター・市民プール・民間収益施設）及び南エリア内の隣接する施設（保健センター、児童発達支援センター）との連携を通じて、一体感のある施設となるよう事業者間で調整を図り、適宜協議することを基本とする。

なお、インフラ関係の引き込み等については、関連する広沢複合施設整備・運営事業の基本的な情報をまとめたインフォメーション・パッケージ（※1）を参照すること。

※1 インフォメーション・パッケージ

http://www.city.wako.lg.jp/home/shisei/_13215/_12179/_16854/hirokoku/info.html

- (イ) その他本事業に関して、PFI事業者、資産戦略課と十分に協議すること。

2 認定こども園園舎整備費用に対する補助について

市では、整備費に対する補助金として、国の補助制度である保育所等整備交付金交付要綱の「創設事業」及び認定こども園施設整備交付金実施要領の「認定こども園整備」に該当するものとして各要綱等に基づき交付する予定です。この各要綱等に基づき、市が算出した補助金の採択を前提とし、市の予算の範囲内で交付します。補助制度が変更となった場合は、変更後の補助制度に基づき交付いたします。各要綱等を参照の上、整備計画をお立てください。

なお、寄付金のみによる整備を行う法人については、施設整備の補助制度の対象外となります。

〔参考〕 幼保連携型認定こども園設備の概要 ※詳細等は各法令を確認の上

必ず設置するもの	各室名等	基準等	留意事項
	園舎	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 ア 320+100×(学級数-2) m² イ 0・1歳児1人につき3.3m²以上、2歳児1人につき1.98m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> 園舎の面積とは、園舎全体の延床面積。
	保育室	<ul style="list-style-type: none"> 2歳児以上1人につき1.98 m²(有効内法面積)以上。 保育室 ≥ 学級数。 	<ul style="list-style-type: none"> 各保育室の配置・形態においては児童の日常活動や感染予防等についても留意すること。 児童が使用する居室については、各居室から、異なる2方向への避難経路を確保すること。(出入口を2方向に設けること。) 満3歳以上の園児は、学級を編成して教育課程に基づく教育を行うことに留意すること。 一学級の園児数 満3三歳児 20人以下(学級担任を2人以上置く場合は35人以下とすることができる。) <p style="text-align: right;">満4歳以上児 35人以下</p>
	遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> 2歳児以上1人につき1.98 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> 施設運営において必要な設備を備えること。
	職員室	<ul style="list-style-type: none"> 基準なし 	<ul style="list-style-type: none"> 保健室は事務室などに隣接させ、常時観察できる体制をとること。
	保健室		
	調理室	<ul style="list-style-type: none"> 入所児童数分の現場調理が実施できる広さを確保すること。 手洗い設備、加熱設備、配膳設備、食器消毒・保管設備、食品保存用冷凍冷蔵庫、検食保存用冷蔵庫を設置するなど「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生法による規制に留意。 調理室の手洗い設備は、手洗い専用のものとする。 調理員専用便所を設置すること。 調理員専用休憩室を設置すること。 調理室は、保育室と簡単に出入りできないよう扉等で区画すること。
	園児用トイレ 乳児用トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 基準なし 	<ul style="list-style-type: none"> 児童用便所は、児童の年齢等に応じ必要な箇所数と便器数を確保すること。 感染症予防に必要な備品を備えること。
	飲料水用設備 手洗い設備 足洗い設備	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水用設備 	<ul style="list-style-type: none"> 外から帰ってきて洗う手洗いと、便所の中の手洗い場を設けること。 保育室内に手洗いを設けることが望ましい。
	園庭	<ul style="list-style-type: none"> 次のア、イいずれか大きい面積と2歳児1人につき3.3m²を乗じて得た面積を合算した面積以上とする。 ア 3歳児以上1人につき3.3 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として建物と一体のもの

		イ 400+80×(学級数-3) ・園舎、園庭は、敷地内に設けること。	
	沐浴室	・基準なし	・保育室(0・1歳児)に隣接。 ・調乳室と保育室は区画されていることが望ましい。
	調乳室		
	非常災害対策	・避難訓練の実施 ・非常災害に必要な物資の備蓄	・県独自基準
	一時預かり室	・基準なし 事業内容に見合った面積を確保。	・保育室(0・1歳児)に隣接。 ・調乳室と保育室は区画されていることが望ましい。
	子育て支援室	・基準なし 育児相談室としての機能だけでなく、地域の子育て交流の場として機能できる面積を確保すること	・区画された専用の部屋とすること。 ・他の部屋等に四方を囲まれず、廊下への独立した出入口があること。 ・各居室から、異なる2方向への避難経路を確保すること。(出入口を2方向に設けること。)
	送迎用駐輪場、荷捌き・障がい者用駐車場	埼玉県福祉のまちづくり条例及び和光市まちづくり条例の指導のもと設置すること。	・運営上、十分な台数を確保すること。
必要に応じて設置するもの	更衣室/シャワー/休憩室/倉庫/屋外便所/ランチルーム/放送聴取設備/映写設備/水遊び場/園児清浄用設備/図書室/会議室	・基準なし	・その他幼保連携型認定こども園の運営において必要な設備を備えること。

※ 埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成18年条例第67号）、和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）、認定こども園関連法令、建築基準法、都市計画法、文化財保護法等の関係法令、和光市まちづくり条例、埼玉県福祉のまちづくり条例及び消防法関連法規等の関連法令等を遵守すること。（再掲）

3 応募資格

本事業に応募することができる者は、次の要件をすべて満たす者とします。

応募者は、次の要件をすべて満たすものであること。（市内、市外は問わない）。

- ・ 次のいずれかに該当する法人又は個人であること。

ア 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人

イ 新たに社会福祉法人を設立し、良好に幼保連携型認定こども園を運営しようという意欲のある者。

＊社会福祉法人の設立については、和光市の認可が必要となるため、事前に市保健福祉部地域包括ケア課（Tel048-424-9121）と調整を行い、社会福祉法人の設立認可を受けることができる見込みについて、応募時に確認すること。

- ・ 施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築くことができる事業者であること。
 - ・ 社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び学校教育法等を熟知し、市の教育・保育行政や子育て支援施策に積極的に協力でき、かつ、児童福祉事業に熱意と見識を有し、法人が自ら幼保連携型認定こども園を運営するために必要な経営基盤及び社会信望を有していること。
 - ・ 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府 文部科学省 厚生労働省 告示第1号）」に基づくとともに、「幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）」及び「保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）」を十分に理解していること。
 - ・ 和光市子ども・子育て支援事業計画に基づく子ども・子育て支援行政について積極的に協力できる事業者であること。
 - ・ 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号に定める欠格事由該当しないこと。
 - ・ 子ども・子育て支援法第52条第2項に該当しないこと。
 - ・ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
 - ・ 法人及び代表者が、国税及び地方税を滞納していないこと。
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
 - ・ 宗教活動や政治活動を目的とした事業者ではないこと。
 - ・ 経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が社会的信望を有すること。
- (13) その他法令等に違反しない事業者であること。
- (14) 地域型保育事業者（小規模保育事業者、家庭的保育事業者、事業所内保育事業者）から連携施設（優先受入れ枠の設定、保育内容の支援）の依頼があった場合は協力すること。また、連携施設としての役割を踏まえ、市内小規模保育事業所等の卒園児の受入れ枠を最大限設けること。
- (15) 「地域の子供との交流」として概ね月1回以上の市内未就学児を対象とした園庭解放等の事業を行うこと。
- (16) 「市民まつり」において未就学児を対象とした園庭を活用した事業を実施するなど行政事業に協力すること。
- (17) 民事再生法又は破産法等に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。
- (18) 事業者が現に運営している施設に対する所管庁の監査・実施指導等において、過去3年以内に重大な文書指摘等を受けていないこと。

4 事業者選定スケジュール

- ・ 公募要領の配布
 - ア 配布期間 令和元年8月30日(金)から10月25日(金)までの間の市役所開庁日
8時30分から正午、13時から17時
 - イ 配布場所 和光市役所1階 和光市子どもあんしん部保育施設課

和光市ホームページからのダウンロードも可能

- 質問書の受付
 - ア 受付 FAX又は電子メールにより提出
 - イ 受付期間 令和元年8月30日(金)～9月24日(火)
- 質問書の回答 9月30日(月)質問した事業者へFAX又は電子メールにより回答
和光市ホームページにも公開
- 参加表明書の受付
 - ア 受付 FAX又は電子メールにより提出(原本は公募申請書に添付)
 - イ 受付期間 10月1日(火)～10月11日(金)
- 公募申請書の締切 10月25日(金)17時まで(郵送不可)
- 第1回選定委員会 11月中旬予定
- 第1次選考会(書類審査) 同上
- 第2次選考会(プレゼンテーション・ヒアリング) 11月下旬
- 第2回選定委員会開催(事業者選定) 同上
- 選定結果の公表(ホームページ等) 同上
- (11) 基本協定締結 12月下旬頃
 - 整地工事 令和2年3月まで(PFI事業者実施)
 - 施設整備 令和2年4月以降(補助事業の場合は内示後契約)
 - 開園 令和3年4月1日

5 提出書類

公募申請書(提案書等)の提出書類は、(別紙)提出書類一覧表のとおりとし、様式に定めのないものはA4版で任意の書式とします。正式な提案書等は1部とし、残り10部はコピーでも構いません。

※ 提出書類は、一覧表の順序に従ってインデックスを貼りA4フラットファイルで提出してください。

※ 持参時に書類の確認を行います。あらかじめ提出日の前々日までに電話(保育施設課施設整備担当 048-424-9131(直通))で日時を予約の上、お越してください。予約がない場合、対応できない可能性があります。

6 選定の基準

事業者選定における評価は、以下の基準により行います。

(主な項目)

- 応募の動機・運営方針
- 経営基盤の安定性
- 資金計画・設計の考え方
- 和光市子ども・子育て支援事業計画との関わり方
- 教育、保育方針・提供するサービス・保育等の質
- 事業展開の確実性

7 優先交渉権者の選定

- 事業者の選考等

選考にあたっては、第1次選考（書類審査）の結果により、第2次選考によるヒアリングを行い、選考委員会の審査結果に基づき市長が優先交渉権者を決定します。

なお、本申請の提出事業者が3者を超える場合は、第1次選考の結果により評価が高い事業者から上位3者により第2次選考を行います。

- 審査結果の公表

第1次選考及び第2次選考における審査結果は、該当事業者全員に通知します。また、第2次選考における審査結果は、市のホームページで公表します。

- 優先交渉権者との協議・協定締結

市は、優先交渉権者と細目協議を行い、協定を締結します。

- 次順位交渉権者との協議

次の場合は、次順位の交渉権者と交渉を行います。

- 優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。
- 優先交渉権者が辞退の届出をしたとき。
- 優先交渉権者との協議が不調となったとき。

- その他

審査及び交渉権者との協議の結果、適切な事業者がないときは、再募集する場合があります。また、選定等の結果については、異議を申し立てることはできません。

8 留意事項

- 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

- 提供した資料の取扱い

市が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を開示することを禁じます。

- 提出書類の変更の禁止

提出された書類の提出期限後における差し替え及び再提出は認めません。

- 虚偽の記載をした場合

応募者が提出された書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とします。

- 提出書類の取扱い

提出された書類は返却しません。

提出された書類は、事業者選考の実施に関する報告のため必要な場合を除き、事業者の許可を得なければ公表しません。

- 著作権

ア 事業者の決定までの間、提案書類の著作権は事業者に帰属します。ただし市は、事業者選考実施に関する報告等のため、必要な場合には提案書類の内容を無償で使用できるものとし

イ 事業者の決定後、選考された提案書類の著作権は市に帰属し、選考されなかった提案書類の著作権は応募者に帰属するものとします。

9 問合せ先

和光市子どもあんしん部保育施設課施設整備担当

〒351-0192 和光市広沢1-5

電話 048(424)9131

FAX 048(464)1926

Eメール d0200@city.wako.lg.jp

(別紙)

提出書類一覧表

No.	書類名	提出部数	説明
1	公募申請書	1 1部	様式1
	添付書類 1-1 応募の動機	1 1部	
2	法人概要書	1 1部	様式2
	添付書類 2-1 理事会等の議事録	1 1部	事業設置を決定したもの（原本証明のあるもの）
	2-2 法人登記簿謄本	1 1部	申請日前3ヶ月以内に発行されたもの
	2-3 定款	1 1部	最新のもの
	2-4 法人代表者の履歴書	1 1部	
	2-5 財産目録	1 1部	最新のもの
	2-6 決算書	1 1部	直近3年度分
3	施設計画概要書	1 1部	様式3
	添付書類 3-1 建築資金計画	1 1部	借入金がある場合は、償還計画を含む。
	3-2 施設・設備の配置図	1 1部	付近見取り図、園舎・設備の配置図（園庭を明記し面積を記入）
	3-3 施設平面図	1 1部	各室ごとに用途名、床面積、有効面積を記入
	3-4 工程表	1 1部	
	3-5 近隣住民に対する配慮	1 1部	説明会、駐輪及び駐車対策など
	運営計画概要書	1 1部	様式4
4	4-1 収支予算書	1 1部	3年分
	添付書類 4-2 その他保育事業提案書	1 1部	事業ごとに作成 ※地域子ども・子育て支援事業を実施する場合は、定員を明記すること。
	4-3 施設の目的及び運営方針	1 1部	幼保連携型認定こども園としての目的及び運営方針
	4-4 教育・保育の内容に関する全体的な計画	1 1部	幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づくもの ・全体的な計画（案） ・年齢毎の指導計画（案）及び個別的計画（様式）を提出すること。
	4-5 給食対応及び食育に関する計画書	1 1部	給食、調理、アレルギー児対応、食中毒対応及び食育計画など
	4-6 安全・防犯・災害対策	1 1部	具体的対応
	4-7 虐待への対応	1 1部	具体的対応
	4-8 苦情対応	1 1部	具体的対応
	4-9 保護者との連絡	1 1部	保育内容等の理解、協力を得る方策

	4-10 人材育成	11部	認定こども園の長及び職員の研修実施計画書、育成方策など
	4-11 個人情報の保護	11部	個人情報の保護のための方策
	4-12 家庭的保育事業等との連携についての考え方	11部	
	4-13 子どもの健康を確保するための必要な措置	11部	
5	既設園行政監査の指摘事項の写し	11部	
6	参加表明書	11部	
7	プレゼン用資料	30部	プレゼンの3日前までにご提出ください。

※正式な提案書等は1部とし、残りの提出部数はコピーでも構いません。

※提出書類は、上記に示すNo.の順序に従い、インデックスを貼ってA4フラットファイルで提出してください。

※持参時に書類の確認を行います。あらかじめ提出日の前々日までに電話（保育施設課施設整備担当 048-424-9131(直通)）で日時を予約の上、お越してください。予約がない場合、対応できない可能性があります。